

総務警察委員会記録

開催日時 平成26年7月2日(水) 13:03~15:12

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

中野 雅史 委員長
藤野 良次 副委員長
井岡 正徳 委員
大国 正博 委員
乾 浩之 委員
森山 賀文 委員
山村 幸穂 委員
奥山 博康 委員
荻田 義雄 委員

欠席委員 なし

出席理事者 浪越 総務部長
長岡 危機管理監
野村 地域振興部長
辻本 南部東部振興監
福井 観光局長
江畑 会計局長
橋本 警察本部長
柘植 警務部長
藪内 生活安全部長
萬谷 刑事部長
大森 交通部長
林 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

《平成 2 6 年度議案》

- 議第 4 2 号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例
(総務警察委員会所管分)
- 議第 4 3 号 奈良県特別会計設置条例の一部を改正する条例
- 議第 4 4 号 奈良県税条例の一部を改正する条例 (総務警察委員会所管分)
- 議第 4 5 号 県税事務所等設置条例等の一部を改正する条例
(総務警察委員会所管分)
- 議第 4 9 号 職員の配偶者同行休業に関する条例 (総務警察委員会所管分)
- 議第 5 0 号 奈良県公契約条例
- 報第 1 号 平成 2 5 年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について
平成 2 5 年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書
(総務警察委員会所管分)
- 報第 6 号 一般財団法人奈良県ビジターズビューローの経営状況の報告に
ついて
- 報第 2 2 号 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告
について
- 報第 2 4 号 地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定による専決処分の報告につ
いて
奈良県税条例の一部を改正する条例
産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例
- 報第 2 5 号 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による専決処分の報告につ
いて
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施
策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴
う関係条例の整理に関する条例 (総務警察委員会所管分)
関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一
課税に関する条例の一部を改正する条例

《平成 2 5 年度議案》

- 報第 3 2 号 地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定による専決処分の報告につ

いて

平成25年度奈良県一般会計補正予算（第7号）

（2）その他

<会議の経過>

○中野委員長 それでは、総務警察委員会を開会をさせていただきます。

本日の委員会には、会計局長、会計局総務課長にご出席をいただいておりますので、ご了承を願いたいと思います。

本日は、当委員会に対しまして1名の方から傍聴の申し出がありますが、これを認めることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

また、その後の申し出につきましても、さきの方を含め20名を限度に許可することにしたと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、認めることにいたします。

案件に入ります前に、4月1日付で議会事務局に異動がありましたので、事務局長から自己紹介と新任担当書記の紹介をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○芝池事務局長 4月1日付で議会事務局長を拝命いたしました芝池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

同じく、新たに当委員会の担当となりました反田書記でございます。

○反田書記 反田です。よろしくお願いいたします。

○中野委員長 次に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。今般の組織見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要が生じたので、お手元に配付いたしております資料のとおり変更し、出席要求をしておりますので、ご了承を願いたいと思います。

次に、さきの人事異動で理事者に異動がありましたので、理事者の紹介をお願いしたいと思います。

まず、総務部長より関係次長・課長を紹介願います。

○浪越総務部長 異動のありました職員をご紹介させていただきます。

青山知事公室次長政策推進担当兼政策推進課長事務取扱でございます。

○青山知事公室次長政策推進課長事務取扱 青山でございます。よろしくお願いいたします。

○浪越総務部長 西川総務部次長財務担当でございます。

○西川総務部次長 西川でございます。よろしくお願いいたします。

○浪越総務部長 及川国際課長でございます。

○及川国際課長 及川でございます。よろしくお願いいたします。

○浪越総務部長 阪本行政経営課長でございます。

○阪本行政経営課長 阪本でございます。よろしくお願いいたします。

○浪越総務部長 中井財政課長でございます。

○中井財政課長 中井でございます。よろしくお願いいたします。

○浪越総務部長 よろしく申し上げます。

○中野委員長 次に、危機管理監より自己紹介の後、関係次長を紹介願います。

○長岡危機管理監 4月1日付で危機管理監を拝命いたしました長岡でございます。どうかよろしく申し上げます。

それでは、異動のあった職員を紹介させていただきます。

中澤知事公室次長防災担当兼防災統括室長事務取扱でございます。

○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱 中澤でございます。よろしくお願いいたします。

○長岡危機管理監 よろしく申し上げます。

○中野委員長 次に、地域振興部長より関係次長・課長を紹介願います。

○野村地域振興部長 地域振興部の異動のあった職員を紹介させていただきます。山本地域振興部次長兼企画管理室長事務取扱です。

○山本地域振興部次長企画管理室長事務取扱 山本でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○野村地域振興部長 平田エネルギー政策課長でございます。

○平田エネルギー政策課長 平田でございます。よろしくお願いいたします。

○野村地域振興部長 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中野委員長 次に、南部東部振興監より関係課長を紹介願います。

○辻本南部東部振興監 それでは、異動のあった職員を紹介させていただきます。

村上南部東部振興課長でございます。

○村上南部東部振興課長 村上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○辻本南部東部振興監 どうぞよろしくお願いいたします。

○中野委員長 次に、観光局長より自己紹介の後、関係次長・課長を紹介を願います。

○福井観光局長 4月1日付で観光局長を拝命いたしました福井でございます。どうぞよろしくお願ひします。

異動のあった職員を紹介させていただきます。中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長でございます。

○中西知事公室審議官兼観光局次長 中西です。よろしくお願ひします。

○福井観光局長 吉田観光プロモーション課長でございます。

○吉田観光プロモーション課長 吉田でございます。よろしくお願ひします。

○福井観光局長 山口観光産業課長でございます。

○山口観光産業課長 山口でございます。よろしくお願ひします。

○福井観光局長 どうぞよろしくお願ひします。

○中野委員長 次に、会計局長より関係課長を紹介願います。

○江畑会計局長 それでは、会計局の異動のあった職員をご紹介します。

西村会計局総務課長でございます。

○西村会計局総務課長 西村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○江畑会計局長 よろしくお願ひいたします。

○中野委員長 次に、警察本部長より自己紹介の後、関係部長を紹介願います。

○橋本警察本部長 3月末の異動で警察本部長を拝命いたしました橋本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、同じく3月の異動で交代いたしました部長を紹介させていただきます。

まず、藪内生活安全部長でございます。

○藪内生活安全部長 藪内でございます。よろしくお願ひします。

○橋本警察本部長 同じく、萬谷刑事部長でございます。

○萬谷刑事部長 萬谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○橋本警察本部長 どうぞよろしくお願ひします。

○中野委員長 それでは、案件に入りたいと思います。

まず、付託議案の審査を行いたいと思います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきたいと思いますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合

わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承を願いたいと思います。

それでは、付託議案について、総務部長、地域振興部長、観光局長、会計局長、警察本部長の順に説明を願いたいと思います。

○浪越総務部長 第315回定例県議会提出の議案につきまして、全体の概要及び総務部に関する事項につきましてご説明を申し上げます。

「第315回定例県議会提出議案」の目次、平成26年度の議案といたしまして、議第42号から議第50号までの条例の制定及び改正が9件、議第51号から議第55号までの契約等が5件、議第56号及び議第57号の計画についてが2件、報第1号から報第25号まで繰り越しの報告や公社等の経営状況の報告等、報告が25件ございます。さらに、平成25年度議案といたしまして、報第32号の専決処分の報告が1件の合計42件でございます。以上が議案の全体の概要でございます。

総務部に関するものについてご説明をいたします。それ以外のものにつきましては、各部長所管の委員会等でご説明をいたします。

まず、総務部の所管に係るものがございますけれども、条例案でございますが、議第42号から第45号までの改正4件、議第49号の制定1件の合計5件がございます。これらにつきましては、後ほど別途の資料でご説明をさせていただきます。

86ページから94ページまでが報第1号平成25年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてでございます。一般会計全体でございますけれども、繰越明許が77件、298億1,700万円余となっております。事故繰越が7件で11億9,200万円余となっております。総務部に関するものについてはございません。

117ページ、報第24号地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてでございます。総務部に関するものは条例の改正の2件でございます。

まず1つ目の奈良県税条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、4月1日から施行が必要となる地方税法の改正に伴う所要の改正を3月31日付で専決したものでございます。

主な内容でございますが、3つございます。1つ目は軽自動車以外の自家用自動車の自動車取得税の税率を100分の3に、営業用の自動車及び軽自動車の税率を100分の2に引き下げる措置でございます。2つ目は、自動車取得税のエコカー減税について、軽減幅を拡充する措置がございます。3つ目といたしまして、耐震基準不適合既存住宅の取得

後に耐震改修工事を行う場合の不動産取得税の減額措置の創設がございします。

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきましては、4月1日から施行が必要な地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補填制度にかかわる法令の改正に伴いまして、産業集積の形成及び活性化に関する基本的な計画の同意の日の期限を延長するための所要の規定整備を行うために改正を3月31日付で専決したものでございします。

続きまして、126ページ、報第25号地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてでございします。このうち、総務部にに関するものは条例の改正2件でございします。

まず、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございします。これにつきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正をされ、平成26年4月1日に施行されることに伴いまして同法の条項を引用する条文の整備を行うため、所要の改正を3月28日付で専決処分したものでございします。総務部の所管における条文整備といたしましては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例において、介護補償の支給に関する規定の中で引用条文の整備のために改正をしております。

次に、関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例でございします。これは、租税特別措置法が改正されたことに伴い、法令を引用する条文の整備を行うため、所要の改正を3月31日付で専決したものでございします。

134ページ、平成25年度議案に係る専決処分の報告でございします。平成25年度一般会計におきまして、県債の借入額の決定に伴い、事業間の県債額の変更、財源更正を行ったものでございします。県債総額については変更はございしません。

続きまして、条例についてご説明を申し上げます。

まず、総務部所管に係る条例につきましては5件ございします。「平成26年6月定例県議会提出条例」の1ページ、議第42号の奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例でございします。これは知事の附属機関として4つの附属機関を新たに設置をするとともに、その他の所要の規定整備といたしまして、政府調達苦情検討委員会の附属機関の担任する事項を変更するために選考をお願いしているものでございします。うち、総務部に係

るものは、奈良県公の施設指定管理者選定審査会を設置するものでございまして、公の施設のうち規則で定めるものの指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務を担当させるものでございます。施行期日は公布の日からとしております。

5 ページ、議第 4 3 号奈良県特別会計設置条例の一部を改正する条例でございます。これは母子及び寡婦福祉法が改正されたことを受けまして提案をさせていただくものでございます。改正案の概要でございますが、父子福祉資金制度が創設されることに伴いまして、奈良県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計という名称を奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計に変更する等のものでございます。施行の期日は平成 2 6 年 1 0 月 1 日からとしております。

7 ページ、議第 4 4 号奈良県税条例の一部を改正する条例でございます。これは国会におきまして税制関連法案が成立したことを受けて、奈良県税条例の改正が必要となったため提案させていただくものでございます。改正案の概要でございますが、地方税法の改正に伴いまして、3 つございます。1 つ目は、法人県民税の法人割の現行税率を引き下げる。2 つ目は、法人事業税の税率を引き上げる。3 つ目は、自動車税の経過措置について制度の延長と拡充、重課措置について、バス、トラックを除いて重課割合をおおむね 1 0 % から 1 5 % に引き上げることにつきまして所要の整備を行うものでございます。施行の期日は 9 ページの 6 に記載のとおりとなっております。

続きまして、5 9 ページ、議第 4 5 号県税事務所等設置条例の一部を改正する条例でございます。これは県庁舎系施設中部地域再配置計画に伴いまして、新設される総合庁舎に入居予定の事務所の名称等について所要の改正をするものでございます。中部地域再配置の概要につきまして少し全体像をご説明させていただきたいと思っております。「県庁舎系施設中部地域再配置計画について」の 1、新設する総合庁舎の名称は橿原総合庁舎といたしまして、旧耳成高校の庁舎を改修して設置をいたします。この橿原総合庁舎へ統合・移転・集約する機関についてでございますが、1 つ目、高田県税事務所、桜井県税事務所、吉野県税事務所を統合して中南和県税事務所として設置をします。2 つ目、中和福祉事務所を高田総合庁舎より移転をします。3 つ目、葛城保健所と桜井保健所を統合いたしまして、中和保健所といたします。4 つ目、3 カ所に分散しております中部農林振興事務所を集約をいたします。5 つ目、桜井土木事務所と宇陀土木事務所の機能の一部を統合いたしまして、中和土木事務所として配置、設置をします。6 つ目、南部東部振興監及び南部東部振興課を県庁から橿原総合庁舎に移転をいたします。

以上、申し上げましたうち、県税事務所、福祉事務所、保健所につきましては、設置条例等の一部を改正する条例案として提案をさせていただいております。施行の期日につきましては規則で定める日からとしております。それ以外のものにつきましては奈良県の行政組織規則で定められておりますので、今後、その規則改正の手続を行うこととなります。

関連施設でございますけれども、橿原総合庁舎への移転・集約に伴いまして、施設が移転される地域での県民の利便性を確保する観点から、1つ目、高田市内に中南和県税事務所、中和保健所、消費生活センターの窓口をそれぞれ記載の名称で設置をします。2つ目、宇陀市の菟田野地域事務所内に宇陀土木事務所及び東部農林振興事務所を移転設置します。3つ目、吉野町の中央公民館内に中南和県税事務所の窓口を設置をいたします。

以上がその概要でございます。引き続きまして、条例案に戻らせていただきます。「平成26年6月定例県議会提出条例」の77ページ、議第49号職員の配偶者の同行休業に関する条例でございます。外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを希望する有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、地方公務員の配偶者同行休業の制度を創設する改正地方公務員法の規定に基づきまして、必要な事項を定めるものでございます。具体的には、外国での勤務、外国で個人が業として行う活動、外国の大学等への就学等で外国に滞在することとなった場合等につきまして、公務に支障がないと認められる場合は、一定の要件を満たせば3年を超えない範囲で配偶者同行休業を承認することができる旨の規定を設けることとなります。以下、詳細なご説明については省略をさせていただきますけれども、82ページにもありますように、施行の期日は公布の日からとしております。また、附則関係(2)、本条例の施行に関しまして、奈良県職員定数条例など関係条例につきましても所要の規定整備を行っております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○野村地域振興部長 委員会付託議案のうち、地域振興部所管分についてご説明させていただきますと思います。

「第315回定例県議会提出議案」の87ページ、繰越明許費でございます。分散型エネルギーインフラ推進事業につきましては、県庁舎へのガスコージェネレーション発電施設によるマスタープランづくりについて、EVを活用した飛鳥地域振興支援事業につきましては、明日香村周辺地域における電気自動車を活用した周遊観光による地域振興に対する補助を行うものでございますが、いずれも国の補正予算に伴いまして、昨年度の2月議会に補正予算計上させていただいたものでございまして、記載のとおり繰り越しをしたも

のでございます。文化会館施設整備事業は、文化会館音楽専用練習室の整備のための設計を行うものでして、工法検討等に不測の日時を要したことにより繰り越しをお願いするものでございます。今後の執行に関しましては計画的で着実な執行管理に努め、早期の実施に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、地域振興部所管の条例についてご説明させていただきます。「平成26年6月定例県議会提出条例」の1ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例でございます。1附属機関の設置についてですが、地域振興部の所管は(2)NARA万葉世界賞選考委員会でございます。これはNARA万葉世界賞を授与するに当たりまして、世界において万葉集の研究と万葉文化の展開、普及などに多大な功績を上げられた方を選考するため、新たに知事の附属機関として委員会を設置するものでございます。なお、施行期日は公布日からとさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○福井観光局長 観光局所轄の6月議会提出予定議案につきましてご説明を申し上げますが、今回提出いたします議案につきましては、一般財団法人奈良県ビクターズビューローの経営状況の報告関係の報告書と平成26年の計画書でございますが、まず、平成25年度事業報告書の目次で、平成25年度は5つの柱を打ち出しまして事業展開を行いました。ローマ字のIからVがその項目となっております。

1ページ、1本目の柱でございますが、県内への観光誘客促進事業でございます。着地型旅行商品を企画、造成いたしました。観点として2点ございます。1つはテーマ性の高い旅行商品、そして、もう一つはオフ期における旅行商品の企画造成でございます。テーマ性につきましては、大和の古道をめぐる旅、また、奈良発祥の文化をめぐる旅をテーマに造成をいたしましたところでございます。また、オフ期におけます旅行商品の造成につきましては、奈良うまし冬めぐりキャンペーンとして展開いたしまして、奈良の魅力ある観光素材を活用、発掘いたしまして、誘客効果の高い着地型旅行商品の企画、造成を図ったものでございます。4,474名の方がこの旅行商品を利用して奈良にお越しいただいたものでございます。

2ページ、効果的な情報収集、発信と関係機関へのプロモーションを行っております。旅行会社、輸送事業者への情報発信プロモーションを強化いたしまして、記載のような旅行商品化実績につなげたところでございます。

3ページ、観光キャンペーン事業でございます。

4 ページ、首都圏観光プロモーション会議を実施しました。その場におきまして、特に冬の奈良の魅力を紹介する内容で開催いたしましたところでございます。

続きまして、5 ページ、奈良県への効果的な誘客を図るため、知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーンを展開いたしまして、観光ガイドブック、ポスターを年4回発行しております。

2 本目の柱としまして、5 ページ、奈良ファン育成事業がございます。潜在的な奈良ファンのリピーター化を促進するため、奈良大和路カレンダーの制作販売や奈良ファンクラブの充実を図り、会員を対象といたしました大和路歴史文化講座を開催し、また、奈良大和路歴史巡行ツアーなどを実施したところでございます。

7 ページ、3 本目の柱といたしまして、教育旅行の推進を掲げております。修学旅行誘致といたしまして、宿泊滞在型修学旅行の推進を目的といたしまして、愛知県名古屋市の小学校長会、また東京、神奈川、千葉県中学校校長会を対象といたしました現地研修会を実施したものでございます。

8 ページ、4 本目の柱といたしまして、コンベンションの誘致及び支援がございます。平成25年度は新たに新3カ年計画を作成し、引き続き主要大学等への誘致活動の強化、また積極的なプロモーション活動を展開いたしました。平成25年度の実績といたしましては、全体で前年の248件を上回ります276件、前年比111.29%の増の成果を示すことができました。

12 ページ、5 本目の柱といたしまして、地域支援及び広報等の諸活動といたしまして、記載のような観光人材育成に向けた支援や、また、13 ページ、観光事業功労者表彰を実施したところでございます。

続きまして、14 ページ、平成25年度一般会計の収支決算でございます。14 ページに記載のとおり、事業活動収入1億1,831万168円に対しまして、事業活動支出は16 ページに記載のとおり、1億1,921万3,655円で、事業活動の収支差額はマイナス90万3,487円となり、前期繰り越しにより処理しておるところでございます。また、投資活動支出といたしまして、平成25年12月に旅行業登録による補償金といたしまして220万円を支出しております。ビジターズビューローが旅行の2種を取得しております。その結果、16 ページの次期繰り越し支出額は、402万2,219円となっております。

24 ページ、観光キャンペーンの知れば知るほど奈良はおもしろいの特別会計でござい

ます。決算額に記載のとおり、事業活動収入が5, 175万598円に對しまして、中段記載の事業活動支出が5, 095万6, 475円で、事業活動収支額は79万4, 123円でございます。なお、最下段決算額記載のとおり、1, 350万6, 147円を次期繰り越しとしております。以上が平成25年度事業報告でございます。

次に、「平成26年度事業計画書」の目次をごらんいただきたいと思います。平成25年度と同様、5本の柱で展開をしていく予定でございます。

1 ページ、1つ目の柱といたしましては、県内への観光誘客促進事業でございます。引き続き着地型旅行商品の企画造成に努め、テーマ性の高い旅行商品やオフ期におけます旅行商品の企画造成を図っていきたいと考えております。

2 ページ、観光キャンペーン事業といたしまして、首都圏、中部、関西、中四国、九州エリアでの誘客活動を展開するとともに、首都圏におきましても観光プロモーション会議等を開催していきたいと考えております。

3 ページ、観光ガイドブック、ポスターの制作・配布、またホームページ等を活用した情報発信に努めたいと考えております。

2本目の柱でございますが、奈良ファン育成事業でございます。潜在的な奈良ファンのリピーター化を推進するため、会員の維持、拡大に努めていきたいと考えているところでございます。いろいろな講座や巡行ツアーを引き続き開催していきたいと考えております。

3本目の柱でございますが、教育旅行の推進でございます。引き続き修学旅行の誘致といたしまして、奈良県修学旅行誘致ガイドブックを活用いたしまして、セールスプロモーションを積極的に展開したいと考えております。合宿誘致、合宿ガイドブックを利用して、スポーツ、文化、サークル等の合宿誘致にも努めていきたいと考えております。

4 ページ、4本目の柱としまして、コンベンション誘致及び支援を行っていきたいと考えております。引き続き県内大学、県外大学へのプロモーション活動を展開いたしまして、さまざまな学会等の会議を誘致していきたいと考えております。また、開催支援に当たり、おもてなし活動といたしまして、国際コンベンション開催助成金制度とか、また国内コンベンションにも同じく宿泊助成金制度を創設しておりますけれども、活用するとともに、またアフターコンベンションにも引き続き助成を行っていきたいと考えておるところでございます。

6 ページ、5本目の柱といたしまして、地域支援及び広報等の活動といたしまして、さまざまな観光分野に興味を持つ人材を対象にインターンシップの受け入れを行い、また、

人材育成のためのさまざまな支援を行っていきたいと考えております。

7ページ、平成26年度の一般会計収支予算の事業活動収入といたしまして、会費収入、補助金収入など合計1億2,527万9,000円を計上いたしております。

8ページから9ページにかけまして、記載の事業活動支出といたしまして、事業活動支出計1億2,933万2,000円を計上しております。

10ページ、知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン特別会計といたしましては、事業活動収入5,137万8,000円、同事業活動支出5,762万7,000円を計上しております。以上が平成26年度奈良県ビジターズビューローの事業計画でございます。

これで観光局所管の議案及び報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○江畑会計局長 会計局所管に係ります条例案2件についてご説明をいたします。「平成26年6月定例県議会提出条例」の1ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

3ページ、新旧対照表の、奈良県政府調達苦情検討委員会についてでございます。本県では世界貿易機関WTOの政府調達に関する協定の規定に基づきまして、附属機関として同委員会を設置いたしております。今回の改正は、条例の別表に規定されておりますこの委員会の担当事務に係るものでございまして、国際協定及び関係政令の改正に伴いまして、現行の政府調達に関する協定とあるものに改正案の傍線箇所のとおり、その他の国際約束の文言を追加し変更するものでございます。

83ページ、議第50号奈良県公契約条例についてでございます。まず、提案の理由でございます。記載しておりますとおり、地域経済の健全な発展及び県民の福祉の増進に寄与するため、公契約について基本理念、基本方針、その他の基本となる事項を定めるとともに、県並びに受注者及び下請負者等の責務を明らかにすることにより、適正な労働条件の確保、その他の社会的な価値の実現及び向上を図るため、本条例案を提案するものでございます。

条例案の概要でございます。記載のとおり、本条例案の目的及び用語の定義について規定をさせていただきました。

84ページ、3基本理念でございます。公契約はその履行により提供されるサービス等が県民の生活及び福祉を支えるとともに、その当事者には地域社会に貢献する経済主体に

ふさわしい行動及び役割が強く期待されることに鑑み、その締結及び履行に当たっては適切かつ公正に行われなければならないと規定しております。

85 ページ、4、5 でそれぞれ県の責務、受注者及び下請負者等の責務について規定をいたしております。6 基本方針でございますが、ア公契約の相手方の選定に当たり適正な労働条件の確保、その他の社会的な価値の実現向上に対する寄与をどう勘案するかということ、いま一つは、2 公契約の履行に当たり、受注者及び下請負者等に対しまして、86 ページの（ア）から（オ）までのように最低賃金や社会保険の加入など、法令の遵守を求めることといたしております。

87 ページの8 から、92 ページの17 まで、特定公契約について受注者及び下請負者等に法令の遵守を求めるための措置等について具体的に規定しております。特定公契約の受注者等には、88 ページの12 賃金支払い状況など法令の遵守状況の報告等の義務を求め、一定の違反行為に対しましては、91 ページの16 過料にありますとおり、過料を科すとともに、92 ページの17 情報提供のための公表を行うと規定をいたしております。

92 ページ18 及び19 で、本条例の円滑な施行運用を図るため、附属機関となる奈良県公契約審議会、奈良県公契約執行適正化委員会の設置について規定をいたしております。

93 ページ、21 施行期日でございます。事業者、関係団体に丁寧に、また十分にご説明を行うために、平成27年4月1日を施行日とすることといたしております。

以上が奈良県公契約条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋本警察本部長 それでは、警察本部所管の提出議案について2件ご説明をさせていただきます。

「第315 回定例県議会提出議案」の69 ページ、議第49号職員の配偶者同行休業に関する条例案の附則8でございますけれども、先ほど総務部長より説明がありましたこの職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に関しまして、警察本部所管の奈良県警察職員定数条例につきまして所要の規定の整備をさせていただこうとするものでございます。

続きまして、報第22号公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告についてでございます。「平成25年の業務報告書」と「平成26年度事業計画書」によりまして説明をさせていただきたいと思っております。

平成25年度業務報告について、1 ページ、1 概要でございますように、暴力団情勢につきましても依然として厳しいものがございまして、同センターにおきましては暴力団追放のための広報啓発事業、地域経済団体等の暴力団排除組織及び団体に対する講習会、支

援活動、暴力追放相談活動などを推進して暴力団排除機運の高揚を図りますとともに、暴力団を社会から孤立させるための諸施策を実施しています。その内容につきましては、2 業務の実施内容（1）広報啓発事業に記載がございますが、第22回暴力団・銃器追放奈良県民大会を開催いたしましたほか、2 ページ、各種広報啓発資料を作成、配付いたしますとともに、テレビなどのメディアを活用した啓発活動を実施したところでございます。また、4 ページ、（2）地域・経済団体等に対する支援といたしまして、行政機関や事業所の責任者等に対して不当要求防止責任者講習を実施いたしますとともに、資料提供などの支援活動を実施しております。このほか、（3）暴力追放相談事業として、5 ページに記載ございますとおり、117 件の相談を受理し対応しております。

6 ページ、平成25年度の決算報告の概要でございます。まず、貸借対照表の当年度欄をごらんいただきたいと思います。資産の合計は資産の部の合計欄のとおり7億9,285万3,974円、負債合計額は負債の部、負債合計欄のとおり490万6,825円、差し引きしますと、正味財産合計欄のとおり7億8,794万7,149円となっております。

続きまして7ページ、正味財産増減計算書の当年度の収益と事業支出との収支による正味財産の増減につきましては、次の8ページ、正味財産期末残高欄のとおり、7億8,794万7,149円でございます。前年度との比較では、905万6,461円の減となっております。

9 ページ、財産目録の内容につきましては資料に記載のとおりでございます。

次に、基本財産でございますが、11ページの財務諸表に対する注記4基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の、基本財産の当期末残高小計欄に記載ございますとおり、7億6,851万円で増減はありません。以上が平成25年度の業務報告の概要でございます。

次に、平成26年度の事業計画についてご説明をさせていただきます。「平成26年度事業計画書」の1ページ、1概要でございますが、本県における暴力団情勢に鑑みまして、暴力団等の反社会的勢力の危険性、悪質性をこれまで以上に県民に周知し、暴力団のいない安全で安心な地域社会を実現するための施策を推進することとしてございます。

続きまして、2実施計画でございますが、（1）暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除の思想高揚を図るための事業といたしまして、暴力団・銃器追放奈良県民大会の開催、広報啓発活動などの資料記載の施策を推進することとしてお

ります。

次、3ページ、(2) 地域及び職域における暴力団員による不当共有行為の予防活動等に対する支援事業といたしまして、各種資料の提供、講師派遣などの支援事業を実施いたしますとともに、暴力団対策法の改正に伴い、住民等から暴力団事務所の使用差しとめ請求の委託を受けた場合の必要な支援を実施するということになっております。

5ページ、(3) 暴力団員による不当な行為に対する相談支援事業といたしまして、暴力相談事業、暴力団から離脱の意志を有する者に対する相談支援活動などを推進することとしております。

次、7ページ、平成26年度の収支予算でございますが、まず経常収益につきましては、基本財産運用益のほか資料記載の収入を見込んでおりまして、表の経常収益計欄に記載のとおり、2,648万7,000円を計上してございます。計上費用につきましては、事業費以下、資料記載の予算を含んでおります。以上が公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告でございます。

警察本部所管の提出議案の概要は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中野委員長 それでは、ただいまの説明につきまして質疑があればご発言を願いたいと思います。

なお、その他の事項につきましては後ほど質疑を行いますので、ご了承をください。

○山村委員 それでは、議案につきまして質問をさせていただきたいと思います。公契約条例が提案をされております。公契約条例につきましては日本共産党も制定を求めてきたものでありますので、このたび提案されましたことにつきましては歓迎するものであります。中身をよくしていくという立場から少しお聞きしておきたいと思います。

1点目は、公契約条例の適用範囲についてですけれども、今回提案されているものの適用の範囲は相当規模が大きい事業に限られておりますので、該当する契約は少ない状況だと思っておりますけれども、この契約の範囲につきまして今後見直していく考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

2点目は、賃金の下限の設定ですけれども、条例では最低賃金とされております。あえて県条例でこの最低賃金と同額に定めた理由はどういうところにあるのかをお尋ねしたいと思います。といいますのも、既にこれまで全国の市やあるいは区などで、10ぐらいのところでは制定されていると思っておりますけれども、公共工事設計労務単価を基準にして、そ

の9割を下限にしているところですか、工事契約以外の業務についてもいろいろ工夫をされており、最低賃金を上回る額に設定されているところがあると思うのですけれども、県として、こういう状況から考えて、賃金の問題について今後どう考えていくのかお伺いしたいと思います。

それから、3点目には、条例の中でうたわれております専門家による公契約審議会です。このことにつきましては、どういうメンバーを想定されているのか。その点についてもお聞きしたいと思います。

○西村会計局総務課長 公契約条例につきまして3点のご質問をいただきました。

まず1点目でございますけれども、特定公契約の適用範囲である対象範囲です。そちらの金額が若干高いのではないかと。だから、対象の契約件数が少ないのではないかとというご質問をいただきました。特定公契約につきましては、その対象範囲を建設工事で予定価格3億円、業務委託と指定管理で3,000万円とすることとしております。業務委託や指定管理にありましては、比較的単純かつ継続的な労務の提供となる業務を対象とすることとし、具体的には庁舎管理、道路、公園の清掃、給食の調理等を予定しております。特定公契約の受注者には下請負者等への明示や指導、労働者への明示、下請負者等からの賃金の支払い状況等の報告の取りまとめ及び県への提出、その他さまざまな事務が生じるため、円滑な公契約の履行には受注者に相当の事務処理能力が求められるところとなっております。そのため、中小零細事業者では困難な場合も考えられ、それらの事業所が県の契約から排除されれば、そこに雇用される労働者も同様に県の仕事から排除されることになりかねないという理由から、事業者の事務処理能力を勘案し、制定時においては現在の金額に設定することが妥当と判断したところでございます。なお、条例の制定施行後におきましては運用状況の検証が必要と考えており、検証した結果によりましては、今後見直しの必要性も出てくることもあろうかと思いますが、まずはこの条例の円滑な施行、運用と、その定着を図ってまいりたいと考えております。

2点目でございます。最低賃金を設定したのはどのような考え方によるものかということでございます。本条例案におきましては、遵守事項といたしまして、最低賃金と社会保険管理の規定をしております。公契約の履行に際しまして、山村委員お述べのとおり独自賃金を設定し、従事労働者にこの額以上の給付を義務づけるという考え方は一部の基礎自治体においては選択肢の一つであると考えております。しかし、先行自治体におきましても工事の報酬下限額は公共工事設計労務単価に一定の率を乗じた額としておりますが、そ

の率は8割から9割までと自治体間に開きがあり、また、業務委託の下限賃金につきましては、生活保護法の基準を勘案する自治体、現業職員の賃金単価を基準にする自治体、臨時職員や高卒職員の初任給単価とする自治体などさまざまでありまして、一定の考え方が定まっているわけではございません。なお、公共工事労務単価につきましては国土交通省が調査を行って発表しておりますけれども、その算定根拠等の内容は明らかにはされておられません。そうした中で、県が報酬下限額を独自に設定するためにはエビデンスとなる十分な資料収集が不可欠ではありますが、また、合理的、妥当性を有した算定根拠を定めることが必要と考えますが、これは事実上極めて困難であると考えております。また、県の条例におきましては、県下全域を対象とするため管轄区域が広く、地域間で人口、事業者数、事業所数、就業構造などに大きな差があり、労働者の賃金労働条件もさまざまと考えられることから、これを画一的に設定することは技術的に困難であり、大方の県民の理解を得ることは難しいと考えておるところでございます。

3点目といたしまして、公契約審議会の委員構成をどのように考えているかと、メンバーはどのように考えているかということでございます。公契約審議会につきましては、知事の諮問に応じ、本条例の運用方針、その他重要事項について調査、審議し、答申を行う機関として設置するものでございます。審議会の委員につきましては、本条例の目的たる適正な労働条件の確保、その他の社会的価値に関して識見を有する方々の中から選任したいと考えております。委員の選任につきましては、条例の施行が来年の4月でございますので、それまでに適切に選任するよう検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○山村委員 答弁をいただきまして、考え方はわかりました。

その中で、1点申し述べておきたいと思っておりますのは、賃金につきましては、今日、官製ワーキングプアも問題になっておりまして、改善していくことが重要ではないかと思っております。なかなか合理的に算定をすることが難しいこととか、奈良県は広いので地域的な格差もあるのではないかということで、妥当な額を決めかねるというお話だったと思うのですが、実際に県段階で言われていませんけれども、市などでやられているところでも、そういう同じ条件があるもとでも、実施をされた上で賃金の問題につきましてもさまざまな研究や検討を重ねられた結果、現状のような改善を図られてきた経緯があると思っております。公的な機関が定める労務単価の基準ということで、厚生労働省が調査をしている賃金構造基本統計調査の産業別の基本給とか、あるいは国土交通省が実施をしている実態調査の結

果による建設保全業務労務単価ですとか、さまざまなものを用いて働く皆さんにとってより公平になる、しかも生活の安定ということで意味のあるものにしていく努力がなされているのではないかと受け取っているのですけれども、初めはこういう状況で始まったとしても、今後、そうした検討がされていくことを求めたいと思うのですけれども、その点はいかがかということと、もちろん、公契約条例そのものはまともな賃金を払ってよい仕事をするということで、経営者と労働者、それから住民にとってよいサービスを提供する、そういう行政や住民、その全ての方々により方向に行くという趣旨にのっとってつくられていくものだと思いますので、その趣旨に合った形で今後改善されることを求めたいと思います。今後のことなのですけれども、そのことについて聞いておきたいと思います。

○江畑会計局長 2点ございました。最低賃金にかえて先行市のような独自の賃金を設定していく考えはあるのかということが、まず1点ございました。先行市の事例では、もともと生活保護世帯よりも低い賃金水準でしか払われていなかったという、いわゆる比較的都市部の自治体から公契約条例は始まったのかと認識をしているのですけれども、先ほど会計局総務課長から申しましたように、独自に賃金設定をするのは、やはり技術的に相当な困難があるのではないかと。いわゆる基礎自治体のレベルであるものと県がいろいろ決定して条例化していくもので、若干レベルの差が生じざるを得ないのかと思っております。都道府県のレベルでそうした前例がないということをご承知のとおりかと思っております。

それから、最低賃金など、法令の遵守を基礎に置くのは、これまでも知事が本会議で重ねて答弁してきたところでございまして、このことについては、公契約の取り扱いの根本となる本条例の基本方針の一つとして規定しているところでございます。ですから、これを改正してしまうのは条例の精神そのものを変えてしまうことで、実質的にその条例の新たな制定という意味合いも持ってくるのかと思います。もちろん、県の条例でございまして、県民の皆様、あるいは議員各位のご意見を踏まえまして、そういった変更は可能性が皆無とは申しませんが、現時点の条例案における趣旨はそういうものでございまして、まずは法令の遵守をベースに、その基本に考えたフレームをきっちり固めていきたいと考えているところでございます。

それともう一点、審議会の委員の構成についてでございます。これは先ほど来、また会計局総務課長が申しましたが、来年の4月までの検討課題になっております。先日の山本議員の代表質問に対する知事答弁でもございましたように、この審議会を活用してPDCAサイクルによる条例の適正かつ円滑な運用を目指したいということでございます。具体

的にはまだこれからなのですが、条例の運用状況ですとか、あるいはその運用の方針などを審議会場で報告しご審議いただきたいといったことを現在検討中でございます。そういった意味で、その労働関係のみならず、社会的な価値全般についてすぐれた識見を持ち、大所高所の立場からご審議いただける方々をお願いしたいと思っております。もちろん、先行市にある公契約の条例でもそういった審議会がございます。そういったところでは、先ほど委員がお述べのように、独自の賃金を設定して、その金額そのものを検討するという内容、役割を持っているわけでございますので、そういった点も若干違うのかと思っておりますので、いずれにしても委員メンバーについては適切な方を選任していきたいと考えております。以上でございます。

○山村委員 法令遵守とおっしゃいました。それはそのとおりだと思っております、別にそのことに異議があるわけではないのですけれども、適正な労働条件の確保をうたわれております。そういうことは当然しっかりやっていただけるものだと思っております。申し上げましたのは、賃金の問題で、確かに奈良県全体ということでやるのは全国でも初めてのことでありますので、ほかに例がないことですから、どう考えていくのかを、今後私たちもいろんな方のご意見を聞いていきたいと思っておりますけれども、少しでも今の社会の大問題になっている官製ワーキングプアなどが起こらないことを念頭に置いて進めていっていただきたいと希望しております。そういう意見だけ申し上げまして終わりたいと思っております。

○森山委員 議第50号奈良県公契約条例についてお尋ねをしたいと思います。山村委員の質問と重複するところは避けまして、適用範囲の話がありました、公共工事で3億円以上という線を引いて、その金額が高くなれば高くなるほど対象は絞られて減ってくるということですが、今回決められたこの線で、今年度であれば、大体対象になる契約は幾つぐらいになると見られているのでしょうか。その数がわかれば教えてください。

○西村会計局総務課長 把握しております特定公契約の対象となる契約でございます。年度によって委員のお述べのとおり若干の増減やばらつきがございますけれども、現時点で把握しております契約締結状況は、建設工事で20件、業務委託で13件、指定管理で11件となっております。なお、これらの契約には複数年にわたる契約も含まれております。以上でございます。

○藤野副委員長 簡潔に質問いたします。

まず初めに、公契約条例です。山村委員からも質問されましたけれども、今回、公契約

条例の制定に向けて議案を提出されたのは非常に評価をいたしております。ただ、今後、この条例の充実に向けて、さらに改善も考えられますので、先ほど来の公契約審議会及び公契約執行適正化委員会といった構成メンバー等も、事業者、労働者、そして学識経験者と、公益という立場も含めてですけれども、こういった構成が非常に望ましいと思いますので、これは今後の検討課題としてよろしくお願いを申し上げます。

県税事務所等設置条例等の一部を改正する条例という議案が、今回提出されております。先ほどご説明いただきました県庁舎系施設中部地域再配置計画の取り組みで、いろいろとお考えになって提出されたということであります。樫原総合庁舎、旧の耳成高校へ統合・移転・集約に向けての取り組みとお聞きいたしますけれども、バス等の交通機関もあるのですけれども、場所的に自動車での乗り入れが非常に大変多いと想像するわけであります。特に来庁者、そして通勤者等も含めてのかなり広大な駐車場も必要だと思っております。すでに駐車場の確保はされているとは思っておりますけれども、台数も含めてできたらお教え願いたいと思っております。

これは要望ですけれども、先ほど申し上げました近鉄八木駅からのバスはあるのですけれども、便数の増や、できましたら乗り入れまでも含めての検討を、奈良交通等々にも要請をいただきたいと要望するところでございます。

それと、この樫原総合庁舎の中の食堂等、あるいは売店です。郡山総合庁舎には食堂がございます。ここは障害者のNPOの法人の方々が経営されて、非常に評判がいいわけです。これは大和郡山市と連携をしながらやられたとお聞きしているのですけれども、樫原総合庁舎についてはどのような対応を考えておられるのか。このことをお聞きをいたします。以上です。

○中井ファシリティマネジメント室長 新設される樫原総合庁舎の整備、その利用の確保の関係です。

まず駐車場のご質問がございました。駐車場につきましては、設計で、全体で300台程度を確保する予定で整備をしております。来庁者用としましては120台から130台程度確保して、ほかの郡山総合庁舎等の状況を見ても不足はないように思っております。職員用の駐車場につきましても100台程度を見込んでおります。

続きまして、食堂、レストラン等についてのご質問でございますが、庁舎改修の設計を行った段階ではそれらを入れるという検討も行いましたが、同時に、県が隣に誘致しておりますJAならけんまほろばキッチンで設置されているレストラン、あと物品等の販売も

ございますので、その販売を圧迫することにもつながることも考えられますので、櫃原総合庁舎内には今のところ設置しない方向で考えております。

あと、バス等の要望事項ですが、近鉄耳成駅から徒歩で20分ぐらいの距離でございます。ただ、バスにつきましては近鉄八木駅からの八木耳成循環のバスが走っておりまして、内回りで8分、外回りで18分という位置で、最寄りのバス停は常盤町東バス停で、庁舎まで大体徒歩で3～4分ぐらいでございます。副委員長お述べのように、バスルートにつきましてもできれば乗り入れをしていただくこともあろうかと思っておりますので、庁舎の整備に当たりましては、バスの乗り入れが実現した場合でも対応可能なような設計をさせていただいております。以上でございます。

○藤野副委員長 バスの件ですけれども、先ほど申し上げましたように、場所が場所ということもありますので、自動車の乗り入れのできない方々につきましては、公共交通の利用、活用について、ぜひともバス業者に対しての要請、要望を強くお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、食堂につきましては、隣にまほろばキッチンもあります。しかしながら、職員の福利厚生という観点もございまして、その辺のさまざまな充実も含めて考えるならば、やはり食堂や売店等の設置も、今後できましたら検討をお願いしたいと思います。

さらには、駐車場の件もそれで十分確保できるということですが、今後の推移を見守りながら、またいろいろと要望するところはしてまいりたいと思っております。

それと、あと数点、これは要望にとどめておきますけれども、高田の窓口センターです。ここに来られた方々が、次に例えば櫃原総合庁舎へ行かなければならないとか、さまざまな連絡事項について、たらい回しという観点から考えれば便が悪いのかなど、利便性に非常に欠落する点があると思っておりますので、ワンストップサービスという観点からも、連絡体制をいろいろと考えてやっていただきたいと思っております。これは今後のことなので、また推移を見守ってまいりたいと思っております。さらには、来庁者の利便性ということも考えますと、申請時に必要となる奈良県証紙や印紙、あるいは郵便切手を購入できる対応、あるいはその周辺への設備対応、あるいは、銀行のATMとか郵便ポスト、細かい話ですけれども、そういった対応も今後十分検討しながら考えていただきたいと思っておりますし、事務所の移転がありますので、職員が使われる備品等も、老朽化しているものは新品に変えてもらうとか、予算の枠の中でいろいろとやっていただきたい。櫃原総合庁舎が、職員の方々は当然生き生きと働く、あるいは来庁者の方も利便性の持った中でのよりよい櫃原総合庁舎にし

ていただきたいと要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○中野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わらせていただきます。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言をお願いします。

○山村委員 それでは、反対の意見を1点述べたいと思います。

地方税法改正による奈良県の県税条例の一部を改正する条例につきましての意見です。これが出てきましたのは、消費税率の引き上げに伴って地方交付税の交付団体と不交付団体の間での税収の格差が大きくなると予測をされることで、対策として政府が新たに地方法人税を新設して、これに伴って法人県民税の法人税割が引き下げられることとなりますが、企業の実質負担は変わらないということで、地方自治体間の税収格差の是正は、地方交付税の財源保障と財政調整の両機能を強化することによって本来行うべきことだと思います。今回のようなやり方をとりますと、消費税の増税あるいは消費税を地方財政の主要財源に据えていくという政府の狙いと一体のものとなっていることで反対です。消費税は、そもそも負担能力、所得に関係なく一律に取り立てられる最悪の不公平な税制です。こういうものが基幹になることはそもそも認められないことだと思いますので、反対をいたします。

○中野委員長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ただいまより、付託を受けました各議案について採決を行いたいと思います。

まず、平成26年度議案、議第44号中、当委員会所管分につきましては、委員より反対の意見がありました。起立により採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。

平成26年度議案、議第44号中、当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成26年度議案、議第44号中、当委員会所管分については、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案につきましては、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りしたいと思います。

平成26年度議案、議第42号中、当委員会所管分、議第43号、議第45号中、当委員会所管分、議第49号中、当委員会所管分、議第50号、報第24号中、当委員会所管分、平成25年度議案、報第32号につきましては、原案どおり可決または承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、平成26年度議案、議第42号中、当委員会所管分、議第43号、議第45号中、当委員会所管分、議第49号中、当委員会所管分、議第50号、報第24号中、当委員会所管分、平成25年度議案、報第32号は、原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

平成26年度議案、報第1号中、当委員会所管分、報第6号、報第22号、報第25号中、当委員会所管分につきましては、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承を願いたいと思います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

地域振興部長から奈良県エネルギービジョンの推進について、南部東部振興監から紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組み（平成26年度6月更新版）についての報告を行いたいとの申し出がありましたので、順にご報告をお願いいたします。

○野村地域振興部長 奈良県エネルギービジョンの推進についてご報告させていただきたいと思います。

奈良県のエネルギー政策につきまして、このビジョンに基づいて取り組みを進めているところでございます。お手元の資料2、1ページ、基本方針のところでございますが、改めまして、3本柱でやらせていただいております。1つ目が多様な再生可能エネルギーの普及拡大、2つ目が省エネ・節電スタイルの推進、3つ目が緊急時のエネルギー対策の3つでございます。計画期間は平成25年度から平成27年度までの3カ年とさせていただきます。

いております。

2 ページ、現時点の再生可能エネルギーの導入目標と実績でございます。平成 25 年度末時点ということで、平成 22 年度と比べましてトータル 2.4 倍になっています。このビジョンでは平成 27 年度は、平成 22 年度に比べて 2.7 倍という目標を立てております。目標に対しまして 6 割の期間で、5 年のうち平成 23、24、25 年と 3 年が過ぎていますので、5 分の 3、6 割の期間でおおよそ約 85% の進捗が図られているところでございます。

続きまして、個別の事業に入らせていただきます。3 ページ、1 つ目の柱の再生可能エネルギーの普及の太陽光発電の普及拡大でございます。平成 25 年度の実績と平成 26 年度の予定している取り組みということで、主な取り組みについてご説明させていただきます。

3 ページの家庭用太陽光発電でございますが、1,500 件の枠を用意いたしましたところ、補助執行済みに辞退者がございましたので、1,365 件でございます。農業用施設のエネルギー資源でございますが、桜井市の倉橋ため池で太陽光発電の整備工事が完了いたしまして、3 月から発電を開始しています。

6 ページ、家庭用太陽光発電の設置につきましては、①新規事業といたしまして、2 つのパターンに対して補助をすることでさせていただいております。家庭用太陽光発電の整備にあわせまして HEMS をつけた場合と、あとは家庭用太陽光発電に加えまして、リチウムイオン蓄電池、もしくはエネファームをつけた場合、それぞれに対して補助メニューを用意しております。5 月末から募集を開始しているところでございます。

公共的施設等への導入促進で、環境省のグリーンニューディール基金につきまして要望書を出してございましたところ、知事も本会議で答弁させていただいておりますが、つい先週なのですけれども、グリーンニューディール基金につきまして 16 億円の配分額が決定したところでございます。今後、平成 26 年度から平成 28 年度の 3 カ年で事業を実施していくことにしております。今後、基金の積み立てやその活用について予算化をしていきたいと考えております。

続きまして、7 ページ、小水力発電の導入可能性調査の支援事業がございまして、6 件ありましたが、交付決定をしまして、5 件が事業完了したところでございます。

2 つ目の農村資源エネルギー支援事業といたしまして、山添村の上津ダムで小水力発電の設計工事に着手をしたところでございます。

9 ページ、平成 26 年度の取り組みでございます。小水力発電の導入可能性調査事業は、4 月から募集を開始しています。②導入可能性に加えまして、今年度からはさらにその次の段階の設備設置に対する補助を新規で設けさせていただいております。これも 5 月末から募集を開始しています。また、市町村との連携が必要ではないかという観点から、奈良モデル検討会、小水力発電勉強会ということで、進捗でございますが、県市町村サミットでこの開催を案内いたしまして、第 1 回の勉強会を 7 月 7 日開催する予定でございますが、12 市町村から参加の申し込みをいただいているところでございます。市町村と連携して小水力発電の導入促進に市町村の力を活用していただきながら進めていきたいと思っております。

10 ページ、3 つ目のバイオマスでございます。平成 25 年度の実績は、実証実験ということで、ペレット製造のデモンストレーションを御杖村、吉野町で行っております。

11 ページ、①実証実験につきましては、県の搬出条件に見合った奈良型に改良いたしました林業機械の導入と検証の実施を今年度予定しております。③木質バイオマス施設整備資金貸付事業 14 億円でございます。大淀町で事業者から貸し付け申請を受理した上で貸付を決定済みでございます。平成 28 年 1 月の施設完成予定を目指しております。

13 ページ、エネルギーの高度利活用でございます。1 大淀町福神地区で高度利活用の取り組みを大淀町、近鉄と連携協定を結びまして進めさせていただいております。その様子が、15 ページでございますように全国初の仕組みでございますが、災害時の電力供給システムの導入ということで、県と町と近鉄が中心となりまして、住宅団地のスマートシェイパーのモデル事業を実施いたします。災害時にメガソーラーの太陽光発電所がそこにございまして、そこに設置した急速充電器から電気自動車に充電いたしまして、避難所などに整備したパワーステーションから建物に電気を供給するというシステムでございます。3 月末に完成式典を行わせていただきました。

平成 26 年度の主な取り組みでございますが、16 ページ、電気自動車関連でございます。①経済産業省の事業を活用いたしまして、県みずから県庁正面玄関、正面広場と、あと旧耳成高校の庁舎駐車場に 1 台ずつ急速充電器を整備する予定にしておりまして、11 月の完成を目指しております。②電気自動車を活用した飛鳥地域の振興支援事業で、国の補正予算を活用しまして、国の採択額 4,300 万円余で総務省の交付金を活用しまして、明日香の地域振興公社を事業主体といたしまして、超小型電気自動車をレンタカーとして使う飛鳥地域の観光ルートの開発を支援する初期費用を支援するものでございます。総務

省から交付決定を受けまして、事業主体のほうからルート認可の申請も行われて申請済みでございます。

続きまして、5 太陽光・地中熱利用の導入促進、地中熱を活用したシステムの補助事業を今年度設けておりまして、5 月末から募集を開始させていただいております。

17 ページ、今までは再生可能エネルギーでございましたが、2 つ目の柱の省エネ・節電スタイルの推進でございます。これは18 ページ、今年度の取り組みでございます。奈良の節電スタイルの推進事業で、今まではパンフレットでこういう取り組みができれば省エネにつながりますとさせていただいておりましたが、さらに一歩進みまして、実際、県民の方々に取り組んでいただきまして、すぐれた取り組みについて今度表彰する段階に行かせていただき、今年度そのような事業を進めさせていただきたいと思っております。6 月中ごろに省エネ節電所エコアレンジの表彰の募集を開始させていただきまして、7 月から9 月末までにキャンペーンを実施し節電の取り組みを行っていただいた上で、表彰していこうと考えております。2 つ目の中小企業向けの省エネ推進補助金は、県内に事業所を有する中小企業者が効果的な省エネ設備を導入した場合に対する補助ということで、これも5 月から募集を開始しております。

18 ページ、夏季節電キャンペーンの実施で、昨日、7 月1 日から9 月末まで、平成22 年と比べて最大電力10%削減するという目標を掲げまして節電キャンペーンを始めているところでございます。

19 ページ、3 つ目の柱の緊急時のエネルギー対策の推進でございます。避難所機能緊急補助事業につきましては、平成25 年度は避難所17 市町村に交付決定いたしましたし、福祉避難所は三宅町に交付決定いたしました。交通安全施設、信号機の電源付加装置の整備につきましては、平成24 年度の補正予算を活用した上で25 基整備を完了しております。LP ガス発電については、都道府県では初めて十津川高校へモデル事業ということで設置し、竣工披露を2 月に行ったところでございます。

20 ページ、平成26 年度の取り組みでございますが、避難所への緊急強化事業につきましては今年度も引き続き推進することで、6 月に交付申請の締め切りを行ったところでございます。交通安全施設の整備事業につきましても、リチウムイオン電池式信号機電源付加装置を17 基整備することにさせていただいております。

21 ページ、5 LP ガス発電で、先ほど申し上げました県立十津川高校での整備が完了しましたので、実際使っていただくということで防災訓練を5 月中旬に実施させていただ

きました。

説明は以上でございますが、引き続きこのエネルギービジョンに基づきまして取り組みの進捗管理を行い、総合的かつ計画的に具体的な取り組みを推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○辻本南部東部振興監 紀伊半島大水害の復旧・復興の現状と取り組みにつきまして、説明をさせていただきます。

資料3、4ページ、現在の避難者の状況でございます。資料につきましては5月30日現在で作成したものでございますので、最新の6月末の現在の数字を紹介させていただきます。資料の時点では57世帯、119名となっておりますけれども、さらに3世帯、4名が減少し、54世帯、115名となっております。

5ページ、市村別状況でございます。五條市につきましては30世帯56人が、28世帯53名、野迫川村が26世帯、62名となっております。なお、十津川村につきましては、4月末をもって全て避難が解消しております。

残る避難者の今後の帰宅のめどにつきましては、平成26年6月末までの避難者につきましては、7月1日付で五條市の飛養曾地区、引土地区、赤谷地区、並びに野迫川村の北俣地区に発令中でありました避難指示、避難勧告が対策工事等の進捗により解除されたことによりまして、現在、帰宅が可能となっております。今後、順次、応急仮設住宅から自宅への帰宅が進む予定でございます。

なお、帰宅のめどが平成27年1月末までという五條市の11世帯、21名の方々は、避難指示、避難勧告が今も残っております五條市辻堂地区の避難者の方々でございます。辻堂地区につきましては、前回報告時は8月末には帰宅可能となる予定でございましたけれども、同地区内の柳谷の堰堤工事の完成が来年1月末に変更されたことに伴いまして、帰宅可能時期も1月末となったものでございます。避難生活の延長に伴いまして仮設住宅の安全性の確保に万全を期したい、また、入居者の方々の精神的ケアを含めた健康面のケアも十分に配慮していきたいと考えております。

6ページ以降は、避難継続している主な地区の状況でございます。6ページ、先ほど申しました辻堂地区の状況を記載しております。ことし3月になりまして、柳谷ののり面上の石の不安定化や崩落部の拡大等が確認されたことによりまして、新たな対策工事が必要となったことに伴い、堰堤工事の完成は来年1月末になる見込みとなりました。

10ページ、五條市、野迫川村、十津川村での復興住宅の建設の状況でございます。十

津川村では4月末までに全て完成し、避難されている方々の入居も完了しております。また、五條市の天辻地区の4区は5月末に完成し、残る5住宅も間もなく完成する見込みとなっております。

11ページ、インフラ等の復旧状況でございます。土砂ダム対策など、大規模崩壊への対策工事もおおむね順調に進められております。県の工事につきましては12ページ、国の工事の状況は13ページにそれぞれ記載のとおりでございます。

14ページからは、河川、砂防、道路、林道など復旧工事の進捗状況を記載しております。これまでに9割以上の箇所ですでに工事は完了しております。昨年の台風18号の影響で平成26年度以降も工事を継続している箇所もございますけれども、残る箇所につきまして、個別に丁寧に進捗管理をしているところでございまして、今年度中にはほぼ工事が完了する見込みでございます。

27ページ、産業の復興の状況でございます。被災した事業所の再建は前回よりも1カ所増加しました。98%の事業所が既に事業を再開しております。引き続き融資制度や物産販売、支援を継続し、被災事業者を支援してまいります。

29ページ以降、観光の復興状況を記載しております。南部・東部地域の宿泊客数は被災前の平成22年度の数字を上回る水準で推移しているところでございます。30ページ、31ページ、観光関係の取り組みを記載しております。例えばでございますけれども、平成26年度はプレミアム宿泊旅行券の発行枚数をふやすなど、引き続き積極的な誘客促進に取り組んでいるところでございます。

33ページ、被災後、十津川村で進めておられます新しい集落づくりについて記載しております。谷瀬地区と高森地区をモデルとして、やりがい、生きがいを得られる集落づくりや、高齢者向けの施設の整備などの検討をともに進めてまいりたいと考えております。

38ページ、地域産業を含む取り組みで、なんゅう祭の取り組みを記載しております。昨年秋、川上村で開催しましたなんゅう祭を、ことしは五條市の吉野川河川敷で10月5日に開催いたします。地域の魅力発信や地域特産物の販売等を行い、南部東部地域の活性化につなげていきたいと考えております。

39ページ、ふるさと復興協力隊の記載でございます。資料では17名配置となっておりますけれども、6月末に十津川村で1名ふえておりまして、現在、18名の協力隊員が10の市町村で活躍いただいております。来年度には3年の任期を迎える隊員もいることから、任期後も地域に残り定住してもらえよう支援をしていきたいと考えております。

以上、現状と取り組みについてご報告させていただきました。

○中野委員長 ご苦勞さまでした。

それでは、ただいまの報告、または、その他の事項も含めまして、質疑があればご発言を願いたいと思います。

○山村委員 1点お聞きしたいと思います。自衛隊の誘致の問題です。この問題につきましては一般質問でも取り上げて、知事の回答もいただいております。それで、県はとにかく災害対策を目的として国に自衛隊の誘致を要請されているとお聞きしておりますが、自衛隊といいますのは、主たる任務は我が国の防衛で、防衛のための軍隊であると、軍隊というか自衛隊であるということです。実際に誘致を推進しております五條市議会の議論の中でも特に強調されておりましたのは、政府へ要請に行かれて、とりわけ石破大臣からは自衛隊の駐屯地を防衛上、なぜ奈良県に設置する必要があるのかをきちんと言わなければならないとおっしゃられているのだということが議論をされておりました。その議論の中で、県としてはあくまでも災害想定ということなのかどうかを確認しておきたいと思いますので、その点、お答えいただきたいと思います。

○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱 自衛隊でございませけれども、昨日の一般質問でも知事が答弁しておりますが、山村委員がおっしゃったように、自衛隊は国の防衛が本来任務であることは間違いないと考えています。しかしながら、東日本大震災や紀伊半島大水害における活動でも明らかになりましたが、自衛隊は災害時において機動的な救助活動ですとか被災者の生活支援など、さまざまな救援活動を迅速かつ的確に自己完結で遂行できる我が国で唯一の組織だと考えております。紀伊半島の中央部に五條市が位置しているわけですが、こちらに自衛隊のヘリポートを併設した駐屯地が配備、配置されれば、県内の災害の初動対応の面で当然心強いわけです。ただ、それだけではなくて、南海トラフ巨大地震におきましても津波等で大きな被害が想定されます紀伊半島の海岸地帯、海岸地域、こちらに対しても迅速に救援を行うことができると考えています。あわせて、県の広域防災拠点もこちらに併設すれば、より効果的に県内の救援活動が行えると考えています。以上のとおり、これは知事答弁の繰り返しにもなりますが、県といたしましては、専ら災害対応の面からヘリポートを併設した陸上自衛隊駐屯地がぜひとも必要であると考えているところです。今後も五條市などとともに県民の方々ですとか周辺の市町村といったところのご理解と合意形成を図るための取り組みを進めますとともに、先日、国においても決定されましたけれども、国土強靱化基本計画、こちらの中に、平時からの大

規模自然災害への備えを行うという理念がございますが、こちらとも合致すると考えておりますので、引き続きまして国に対して陸上自衛隊、ヘリポート併設した駐屯地の誘致を粘り強く働きかけていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○山村委員 実際に、全国でないのは奈良県だけということですがけれども、防衛ではなく災害対策だけを目的として設置されたところはあるのでしょうか。

それから、この問題について、何度もお聞きしておりますのは、やはり誘致をしてほしいと希望される方もいらっしゃるのとはわかっていますけれども、すごく心配をされている方もたくさんおられるということなのです。特に昨日、自公政権によって集団的自衛権の行使容認を閣議決定されるということがありました。これがすぐ戦争につながるとは思いませんけれども、その方向を目指していることは明らかになって、日本が攻められてもいないのに外国の起こした戦争に日本の自衛隊が武器を持って参加することになると、早晚、そこには殺す、殺されるという事態が発生することになりますし、既にこれまでアメリカの起こしたイラク・アフガン戦争に、集団的自衛権行使で後方支援ということで行かれた国々の中にも、たくさんの犠牲者を出された上にテロの標的とされて、自国内でテロが発生する事態も起こっている事実があります。そういう危険に巻き込まれていくことが本当に現実的な問題として起こってきている点が非常に心配される点でもあります。それから、自衛隊の駐屯地や基地がある地域で日常的にどんなことが起こっているのかお聞きしますと、日常の市民の生活の中で重装備をした自衛隊の方々が訓練をなさっておられる。通学路であっても、あるいは公園であっても、そういうところで日常的に目にされる状況にあるということで、子どもたちに与える影響も本当に心配をされていると懸念をされております。そういう状況で、特にこの間はアメリカとの関係から、自衛隊の新たな防衛計画の中で共同作戦という形でさまざまところに、災害のための作戦であっても米軍も参加をした訓練が行われることが頻繁に起こっております。そういうことも考えて、本当にこういうことでいいのかと、新たにそういう危険を持ち込む必要はないのではないかと強く思っております。こういうことを何度も取り上げているのですが、そういう市民の心配、あるいは県民の懸念に対してはどのようにお考えになっていらっしゃるのか、その点を伺っておきたいと思っております。

○中野委員長 国防の問題について、答えられますか。

○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱 昨日、知事も質問にお答えをさせていただいております。防衛につきましては、外交とともに国の専権事項でございます。国政の立場

でしっかり議論をしていただきたいと知事からも答弁をさせていただいているところです。

防衛面に関しましては、県として防災統括室としても全く権限のない分野でございます。所管してございませんので、あくまで県といたしましては、災害対応という目的のために自衛隊の駐屯地、ヘリポートを誘致しているという立場でございます。

○山村委員 お答えになられないことはわかりますけれども、ただ、国民にとって一番心配なことなのです。国が決めることだからといって勝手に決めてもらっていい問題では全然ないと思っております。直接県民の命や生活にかかわってくる問題ですので、その方向をどうしろ、こうしろとはもちろんここで決められる問題ではないかもしれませんが、意見は述べられると思しますので、意見として述べておきたいと思っております。自衛隊が軍隊ではなく災害対応を専任とする部隊ということであるなら、そういう役割を大いにこの奈良県でも発揮してもらったらいいいと思っておりますけれども、現状ではそうではないということもはっきりとしておりますので、やはりないという状況を大切にしてほしいと申し上げて終わります。

○大国委員 昨日からサマータイムが始まっておりまして、職員の皆様には大変ご努力をいただいております。9月までしっかりと節電の取り組みをよろしくお願いしたいと思います。

1点だけ質問をさせていただきたいと思っております。旧奈良工業高校跡地の活用についてです。ファシリティマネジメント室になるかもわかりませんが、奈良工業高校につきましては、ご承知のように平成20年度末で閉校となりました。それ以降、地元住民あるいは代表の方から奈良市、奈良県に対してのさまざまな地域での活用についての要望が出されてきたと承知をいたしております。5月15日に地元地域での、これは奈良市が主催になりますけれども、中川奈良市長あるいは部長さんも勢ぞろいされて、タウンミーティングがございました。その場に参加をさせていただいていろいろお話を聞かせていただいております。

その中で、地域の要望として、平成19年が最初かも知れませんが、そういった住民の皆さんは要望を繰り返されてきたと。今回も奈良市長に対して、防災公園等の活用はできないかという要望がございました。もちろん、県が保有してる土地でございますので、その後の利用については当然県が考えているという説明をまずされました。その後、住民の方からさまざまなご意見もありましたし、また、消防関係の方々からは、長年誰も人がほとんど入っておりませんので非常に物騒だと。また、定期的にパトロールをし

いただいている中で一番危惧されているのが不審火という問題でありまして、消防の立場からしても非常に心配だというお声も出ました。事実、その敷地の中に入って勝手にガラスを割られる事案もあったとも聞いております。そういった中で、積極的に奈良市としても県に働きかけてほしいというご意見があったわけでございます。

その後、6月4日に、この土地が土壌汚染、基準を超える有害物質が認められたという新聞報道がございました。現在、地元の地域におきましても、調査は済みましたが、井戸のアンケート調査をとられておりました。これは奈良市が今後水質調査等もされると承知をいたしておりますけれども、こういった問題が重なることも含めて、地元の住民の方々からすれば不安に不安が重なってきている現状もございます。

そういったところで、前後しますけれども、タウンミーティングでは、そういったいろいろ住民の皆さんが懸念されているご意見を出された後に、じゃあどれぐらい地元の皆さんは公園としての広さ、敷地が必要なのですかというところまで踏み込んで市長は住民のみなさんにお話しになりました。現在、地元では地図を広げて、これぐらい要るだろうとかいう広さを検討されている状況であります。

そこで、総合的に、現在、土壌汚染の調査中でありまして、この土壌汚染の調査の見通しと跡地活用について、今後の検討スケジュールについてお尋ねをしたいと思います。

○中井ファシリティマネジメント室長 旧奈良工業高校跡地の今後の活用と現状のお尋ねだと思います。旧奈良工業高校には工業科学科が設置されておりまして、土壌汚染対策法によりまして、昨年度、管理者である県教育委員会で土壌汚染調査を実施いたしました。その結果、学校敷地の一部で法に定める基準を上回る鉛等などが検出されまして、本年5月には水質調査を実施いたしましたが、いずれも基準値以内で、地下水による敷地外への拡大の懸念はないとお聞きしております。

また、現在、奈良市におきまして、周辺住民へ飲用井戸等の摂取経路の有無を5月末から調査中でありまして、そのような井戸が存在する場合は念のため水質検査を行う予定になっております。今後は奈良市による周辺住民への調査によりまして、要措置区域になるか、または形質変更時届出区域になるかのいずれかに区域指定されることになっておりまして、また、今年度をめどに深度調査により汚染土壌の除去範囲を特定して奈良市と協議しながら汚染土壌除去に努めていくこととしており、それらの作業の後、校舎内に残る不用物品の処分を行う予定としております。

跡地活用の検討につきましてですが、大国が委員お述べのように、平成21年3月に閉校した後、県で平成20年10月策定で、県有資産の有効活用に関する基本方針に基づきまして、跡地につきましては、低・未利用資産と分類した上で、今後、活用の方法について検討を要するというので、継続保有資産として位置づけております。これまで実施、検討しておりますが、今後はもっとスピード感を持って検討を進めたいと考えておりまして、奈良市のまちづくりと地元との調整もあると思いますので、奈良市の関係課と協議を進めたいと思っております。以上でございます。

○大国委員 1点は、現在のその調査は聞くところによりますと、飲用で井戸を使用されているところもあるということでございます。そういった意味では非常にしっかりと、またこれも奈良市と連携をとっていただいて、万全な体制でよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点は土地利用の件でございますけれども、先ほど申し上げましたように、市長がどれぐらいの土地が要るのだというお話までされたと直接聞いておりますので、そういった発言も踏まえて奈良市のご意向をしっかりと聞いていただいて、ともに検討をお願いしたいと思います。これまで何年もたっておりますが、私の感覚では住民の皆さんの声が届いていないのではないかと感じておりまして、その辺のところ、きょうの質問を契機にしっかりと奈良市との交渉やいろいろな打ち合わせ等も協議を行っていただきますようお願い申し上げます、質問とさせていただきます。

○森山委員 警察本部に対しまして1点の要望と1点の質問をさせていただきたいと思ひます。

先に要望ですけれども、あさって閉会を迎えると役員改選がありますので、きっと総務警察委員会で質問できる機会は、きょうが最後の機会かと思うのですけれども……（発言する者あり）ちょうど先月に奈良県警女性警察官の採用試験で女子会のことが新聞記事にあったことで、1年前の総務警察委員会の県内調査のことを思い出したのですけれども、中野委員長、藤野副委員長のお膝元である九条交番と近鉄郡山駅前交番と、2カ所、初度委員会のときに視察に回らせていただいたのです。そのときに、その駐在所の窓口の最前線で活躍してるその女性警察官の働きぶりや中身、いろいろ聞かせていただいて、非常に改めて敬意を感じたわけですけれども、そのときに聞かせていただいた話が先日の記事と重なるのです。今、奈良県警察も警察の中で女性を10%にふやしていこうと力を入れて進めていることです。去年、総務警察委員会に入らせていただいたときに、交番の中で働

いている女性が最前線での任務を終えて休憩しようと思うと、なかなか精神的に落ちつくような環境でないということも聞かせていただいて、窓口で細やかな気持ちを持っておられる女性警官に活躍していただくのはそれぞれにとって非常にいいと思うのですがけれども、休憩するときにもなかなか安心して休憩できない環境があったと聞きましたので、その後、この委員会でも取り上げさせていただいたら、一步ずつ進んでいるということでございました。引き続いて今後10%を目指していく中で、奈良県は一步先を行っているというパーセンテージだと聞いているのですけれども、引き続いてこのあたりのご配慮をお願いしたいと思います。これは要望です。

1点、質問は、昨年9月議会にも一般質問において、ことしの2月議会でも代表質問で取り上げさせていただいたのですけれども、主に高齢者を中心にした振り込み詐欺などの特殊詐欺被害についてお伺いをいたします。新聞を見ていると、奈良県下でそういう特殊被害が続くという印象を持っております。特に高齢者が巻き込まれる詐欺事件がふえているようにも感じているのです。新聞で読んで感じているだけではなくて、明らかに身近なところでも、あの人が特殊詐欺に遭ったと、身近な人が現に遭っているということも先月耳にして驚いていたのですけれども、最近は高額な振り込みをする高齢者に対しては、銀行員も注意していろいろ見ていただいていると聞いておりますし、高額な振り込みをする人も身元確認などのチェックが厳しくなっていると聞いております。そういう対策もしている一方で、詐欺グループが被害者からお金をだまし取る手口は、札束とわからないように書籍や雑誌にカムフラージュして宅配によって送金をさせたり、だましやすいうように日々巧妙化している、形を変えていると聞いております。真面目に生きてこられた、平穩無事な日々を過ごしたいと願っている人を対象にした犯罪は、人を疑わないとか、人を信じるとか、そういう良心を逆手にとったものであって、だましていく手口は、これは相当悪質だと思います。高齢者が振り込め詐欺に遭わないように、また高齢者に限らず被害に遭わないような啓発、いろんな対策をこれまでもとられていただいておりますけれども、残念ながらこの特殊詐欺事件は、なくなるどころか感覚的にふえているように感じております。

そこで質問をさせていただきたいのですけれども、ことしに入ってから高齢者に対する特殊詐欺を含め、特殊詐欺事件は県内でどれぐらい発生しているのでしょうか。そしてまた、特殊詐欺事件の特徴はどのようなものなのでしょうか。また、特殊詐欺事件を根絶する取り組みについて、住民の方々がだまされないために気をつけるような新たな抑止対策、

そして現在の検挙状況などについて質問をしたいと思います。お願いします。

○藪内生活安全部長 特殊詐欺の関係でございますけれども、特殊詐欺の発生状況、その特徴、さらに取り組んでおります対策についてお答えをさせていただきます。

まず、発生状況でございますけれども、県内における振り込め詐欺を含む特殊詐欺の認知件数でございます。本年、上半期中、26件でございます。その被害総額は9,650万円余となっております。これは昨年の同期比で認知件数では6件の減少、被害総額では約4,770万円の減少となっております。特徴でございますけれども、森山委員お述べのとおり、被害者は65歳以上の高齢者が約85%を占めています。また、国民の関心の高い出来事に便乗するなど、だましの口実がだんだん巧妙化してきている特徴がございます。また、現金の受け渡し方法でございますけれども、これまで従来の振り込み型から現金の受け取り型、あるいはレターパックや宅配便による送付型に変化しているといった特徴が見られます。こうしたことから県警察では、特殊詐欺の抑止対策といたしまして、全国警察が特殊詐欺の事件の捜査過程で入手をいたしました名簿に登載されていた方への巡回連絡、あるいは高齢者に対する被害防止教室、さらには各種広報媒体を活用するなどして巧妙化しているだましの手口を紹介しております。また、このほか、県民の皆様自身に意識をしていただきたいことを標語にして、例えば「宅配便で現金送れ、それは詐欺」、あるいは、「電話口でお金の話、それは詐欺」といった標語によってわかりやすく注意喚起を図っているところであります。また、このほか、水際対策等をいたしまして、金融機関及び宅配物を扱う事業者に対しまして、利用者に対する声かけの徹底の働きかけをしております。また、こういった機関の職員や従業員に対する声かけ訓練の実施、これも行っているところであります。

こうした施策によりまして、不審な電話を受けた方が詐欺の電話であるということを見破するという事例も数多くありますし、金融機関などによる積極的な声かけによって水際で被害を阻止していただいた件数は、前年に比べまして大きく増加をしているといった点もございます。県警察といたしましては、今後もこうした取り組みを継続をいたしまして、関係機関、団体、企業とも連携して特殊詐欺被害の抑止に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○萬谷刑事部長 県内における特殊詐欺の検挙状況についてお答えいたします。

まず、特殊詐欺の犯行グループにつきましては、グループ全体を統括する主犯格を頂点としまして、だましの電話をかけるかけ子、ATM機から現金を出金する出し子、被害者

に面接して現金などを直接受け取る受け子などで構成されておりまして、これらの犯行グループを実行犯としております。また、特殊詐欺の犯行に必要となる道具である預貯金口座や携帯電話などを不正に入手したり犯行グループにこれらの道具を提供したりする者を特殊詐欺の助長犯としております。

本年、上半期の当県における特殊詐欺の状況は、実行犯が12件、7人を検挙しておりまして、これは前年同期と比較して件数は4件増加、人員は1名増加となっております。また、本年上半期の助長犯検挙につきましては、35件、15人を検挙しており、これは前年同期と比較して件数は3件減少、人員が1名減少となっております。本年上半期における当県の特殊詐欺認知に対する検挙率は約46%でありまして、これは本年4月末現在ですけれども、全国における特殊詐欺の認知件数に対する検挙率が約22%であることと比較しまして高い数字となっております。特殊詐欺事件の捜査につきましては、犯行グループの活動拠点の多くが首都圏などの他府県に存在しておりまして、特殊詐欺事件の捜査は必然的に広域にわたるものとなっております。また、受け子などの末端被疑者を検挙してから指示役などの上位被疑者を解明するまでには詳細な突き上げ捜査が必要となりまして、長期にわたる捜査が必要となる場合もございます。県警察といたしましては、今後も現に犯行を繰り返している犯行グループに重点を置いた取り締まりの強化と粘り強い突き上げ捜査の実施に努めてまいります。以上でございます。

○森山委員 ご答弁ありがとうございます。何度、気をつけてくださいということを知っていてもゼロにならないという現実があるのは非常に残念だし、胸が痛む思いもありますけれども、本当におっしゃっていただいたように、粘り強く啓発を繰り返していくということが、やがて結果につながっていくと思っております。先ほど、標語の話もありましたけれども、私は大丈夫だと思っておられる方がどうも多いように感じるのです。市老連の会合などに行ったときに、こんな事件が起きているので気をつけてくださいって言っても、まだ自分にぴんとくるようなことにつながっていないように感じます。そういう標語を使ったりいろいろな場所や、また広報誌であったり、至るところで啓発を繰り返していきながら、根絶に向けて引き続きご尽力いただけたらありがたいと思います。

以上、要望しまして質問を終わります。ありがとうございます。

○中野委員長 ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑を終わらせていただきます。

次に、委員長報告についてでございますが、本会議で反対討論をされる場合は、委員長

報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は、反対討論をされますか。

○山村委員 します。

○中野委員長 では、平成26年度議案、議第44号中、当委員会所管分については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく願いをいたします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

最後でございます。ご挨拶を申し上げます。

特別な事情が生じない限り、ただいまの構成による当委員会は、本日の委員会をもって最終になろうかと思えます。

昨年7月の委員会設置以来、委員各位には、県政推進上、とりわけ重要かつ広範にわたる当委員会所管の事項につきまして、終始熱心にご審議をいただきました。

また、理事者におかれましても、種々の問題につきまして、積極的な取り組みをしていただきました。

おかげさまをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを、委員各位及び理事者の皆様に厚く感謝申し上げ、簡単ではございますが、正副委員長のお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。